令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3	府省庁名厚生労働省
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (徴収規定)
要望 項目名		ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税措置の創設等
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 自立に向けて意欲的に取り組むひとり親への支援として、住居費の貸付を行う「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」、訓練受講費を助成する自立支援教育訓練給付金、修学中の生活費等を補助する高等職業訓練給付金等。
		・特例措置の内容 上記貸付金において、一定の条件を満たした場合に免除される返済の免除益や自立支援教育訓練給付金の 及び高等職業訓練促進給付金の拡充分等について、非課税措置等を講ずる。
関係	条文	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 (第 31 条の 10 で準用する場合を含む)、 地方税法第 32 条
減 見込		[初年度] — (—)[平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	(1)政策目的 自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付制度の創設や、 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の拡充等を行うことにより、就労又はより稼働所得の 高い就労や、資格取得などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。
		(2) 施策の必要性 ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費(上限4万円)を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。 (制度新設:令和3年4月、償還免除開始:最速で令和4年4月以降)自立支援教育訓練給付金は、教育訓練講座を受講した児童扶養手当受給者等に対して、講座修了後に対象講座の受講料の6割相当額(最大80万円)を支給するものであり、令和4年度の概算要求で、給付額を対象講座の受講料の10割相当額(講座の種類によって最大320万円)とする拡充を要求している。(制度拡充:令和4年4月予定)高等職業訓練給付金は、児童扶養手当受給者等が資格取得のために1年以上修学する場合、生活費の負担軽減のために月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円、最後の12か月は4万円加算)を支給するものであり、令和4年度の概算要求で、現在時限措置とされている、対象資格の拡充及び修学期間の短縮(6ヶ月間)を恒久措置とすることを要求している。(制度拡充:令和3年4月から、1年間の時限措置として開始)これらの制度等による、貸付金が返済免除とされた場合の免除益や、給付金に係る税負担が、ひとり親の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置、また、給付金の非課税及び差押禁止措置を講ずる必要がある。
本要 対応 縮源	する	

		基本目標VII 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	施策大目標4 ひとり親家庭の自立を図ること 施策目標4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
合理性	政策の 達成目標	ひとり親家庭が安心して貸付金を借りることや、給付金を受給することができる環境を整え、その自立の促進を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	_
有効性	要望の措置の適用見込み	・自立支援教育訓練給付金:支給件数:2,459件(令和元年度) ・高等職業訓練促進給付金:支給件数:7,348件(令和元年度) ※ひとり親家庭住宅支援資金貸付は令和3年度から開始したため、まだ実績が出ていない
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	ひとり親家庭が安心して貸付金を借りることや、給付金を受給することができる環境を整え、その自立の促進を図る。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	〇ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行う ことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 (母子家庭等対策総合支援事業(164億円)の内数) 〇高等職業訓練促進給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給 することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 (母子家庭等対策総合支援事業(164億円)の内数)
		〇自立支援教育訓練給付金 ひとり親が教育訓練を受講する際の受講料の支援を行うことにより、資格取得を容易にすること を目的とする。 (母子家庭等対策総合支援事業(164 億円)の内数)
		※予算額はいずれも令和4年度概算要求のもの
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	中長期的なひとり親の自立支援の観点から、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の拡充等に取り組むともに、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けている。 本要望では、ひとり親の自立を促進する観点から、これらの受給した給付金や、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置を要望するもの。
		M C JUM / OMNI-001 / OJUM MIC JV C7FM/M目巴C女土 タ O UV/。

要望の措置 妥当性	自立支援を目的として貸し付けられた住居費等の返済の免除益や、給付金受給に係る税負担等が自立の妨げとならないよう、非課税等とする必要がある。なお、住居費の返済の免除益が非課税となっている制度としては、児童養護施設退所者等自立支援資金の返済免除益の非課税措置がある。